

3 か月以上海外に滞在する方は 在留届をお忘れなく

※在留届は、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に提出することが義務付けられています。

在留届が提出されていると、こんなに安心です。

INFORMATION



現地での生活に必要な 最新情報を受け取れるから安心

現地の事件や事故の情報、注意が必要な日時・イベントに関する安全情報、教科書配布など現地での生活のために必要な情報が、大使館・総領事館からメールで配信されます。

SUPPORT



事件・事故に巻き込まれても 迅速な支援が可能に

提出された在留届の情報は安否確認を行う際に利用されており、現地で事件や事故、災害に巻き込まれた場合は、大使館・総領事館が迅速に支援を行います。

SERVICE



領事窓口サービスが スムーズに利用できるから安心

在外選挙人名簿登録申請などの領事窓口サービスを受ける場合にも、「在留届」は利用されています。

インターネットによる登録が便利です。転居や帰国の届出もネットでできます。

登録の前に以下の情報がわかる物をお手元にご用意ください。

1. 日本国旅券番号(パスポート) ※同居家族分も含む
2. 本籍地
3. 自宅等連絡先(住所、電話・携帯・FAX、メールアドレス)
4. 緊急連絡先(住所、電話・FAX・メールアドレス)
5. 日本国内連絡先(住所、電話)
6. 同居家族連絡先(携帯、メールアドレス)

外務省
オンライン在留届
ORR(Overseas Residential Registration)net



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

転居や帰国
の際にも
届け出を
お願いします

3か月未満の旅行中滞在は
「たびレジ」登録をお忘れなく。



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



お問い合わせ

外務省領事局領事サービスセンター
TEL 03-5501-8000 (内線) 2902・2903

もしくは滞在先を管轄している大使館・総領事館にお問い合わせください。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan